

文教産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和4年6月22日（水） 午前9時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 早川委員長・米弥副委員長・重廣委員・重村委員・岩藤委員・
有田委員・田村委員・西村委員・松岡委員
4. 委員外出席議員 なし
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 なし
7. 議会事務局職員 岡田局長・熊野書記
8. 協議事項
6月定例会本会議（6月22日）から付託された事件（議案5件）
9. 傍聴者 1名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前9時30分 閉会 午前10時45分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和4年6月22日

文教産業常任委員長

早 川 文 乃

記 録 調 整 者

熊 野 有志朗

早川委員長 おはようございます。本日の出席委員については委員 9 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、文教産業常任委員会を開会いたします。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いいたします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますよう、お願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますよう、お願いします。なお、採決は挙手により行います。賛成の方は挙手をしていただきますが、委員長が結果を宣告するまで、手を挙げたままお待ちください。それでは、これより、本委員会に付託されました議案 5 件について、審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思います。ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定いたしました。それでは、はじめに、議案第 7 号「長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

波多野建設部長 それでは建築住宅課所管について、補足説明をいたします。議案第 7 号につきましては、建築基準法等の一部改正に伴い、建築物に関連する新たな許可にかかる事務手数料を追加するなど、長門市証明等手数料条例の一部を改正するものです。次に議案第 10 号につきましては、立野市営住宅の廃止に伴い、長門市市営住宅条例の一部を改正するものです。詳細につきましては、それぞれ議案参考資料に記載のとおりです。以上でございます。

早川委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

田村委員 それでは、長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例、議案第 7 号についてお尋ねいたします。建築基準法第 87 条の 3、第 6 項の規定による建築物の用途を変更して使用することの許可についての手数料が示されておりますけれども、これはまず申請をされるのはどなたが申請されるのでしょうか。

末永建築住宅課主幹 この 87 条の 3、第 5 項というのが、店舗その他これらに類する建築物に既存の建物の用途を変更して、そのような用途のものにするものであります。これにつきましては個人の方が既存の建物を利用してそういった用途に変更しようとされる方が申請されます。

田村委員 分かりました。それではその前に少し戻りますけど、第 85 条の規定

によります建築物の建築の許可ですけれどもこれはこういったものを対象に許可を行うものでしょうか。

末永建築住宅課主幹 まず 85 条の第 3 項と 5 項がありまして、第 3 項につきましては災害時における破損した建築物の応急修繕とか、それとか応急仮設建築物の建築といったものが 85 条の 3 項、85 条の 5 項につきましては、先ほど言いました仮設店舗、その他これらに類する仮設建築物、こういったものが該当します。

田村委員 分かりました。現在それでは想定、この手数料についての申請が行われる場面というのは、災害が起こったときは想定されるということでよかったのでしょうか。

末永建築住宅課主幹 85 条の 3 項につきましては、災害時、それらが起こった場合に該当しますが、5 項につきましてはそういった災害時じゃない場合もあります。災害時がない場合の仮設的に店舗を設置するといった場面も想定されております。

大庭建築住宅課長 少し訂正させていただきたいんですけども、ただいま主幹のほうで第 5 項と申し上げておりますけども、今回の法改正で 5 項が条ずれを起こしてしまっていて、現在は 6 項となっておりますので、ちょっと訂正させていただきます。

早川委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 7 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 10 号「長門市営住宅条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

波多野建設部長 申し訳ありません、先ほど議案第 10 号についても補足説明させていただきましたので、よろしく願いいたします。

早川委員長 補足説明は先ほど終わっておりますので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重廣委員 これは条例改正でございますので、説明資料にもございますように、地名が 1 つなくなると。単純に言えば。条例の中で。条例改正でございますが、今現に現地では仕事をされていますよね。地元の方から「あれは崩されたあとは何になるのか」と質問が多いんですよ。いずれ整地されて競売にかけるなり何なりされるんであらうと思いますが、条例で 1 つなくなりますという条例改正は分かりますが、工事されるときに周りの人に説明というか、迷惑かかりそうなところに挨拶に行かれますけど、あとで何になるというのは小さい看板

でも何か、売りつけですか、そういう予定ですか何かしてあげる、これからも多々出てくると思うんですよ。解体はします、更地にしました、そのあとは何になるかというのは地元説明をきちんとできるような工事方法を取っていただきたいと。ちょっと条例改正のときにこういう質問は失礼なんですけど、その点の見解を伺って終わりたいと思います。

大庭建築住宅課長 委員ご指摘のとおり、昨年度地元の自治会には解体後速やかに売却いたしたいという旨はご説明させていただきました。看板等については今初めてそういったご意見を伺いましたので、また持ち帰って検討してできる限りの対応は取りたいと思います。

重廣委員 質問がそぐわなかったら止めてください。今地元には説明されますけど、やっぱり通る方とかおられますよね。そういう方は聞いちょっちゃあないんですよ。例えば仙崎の方で仕事してました。私ら全然仕事でもありませんから、なんだか分かりません。という市民の方が多いですから、ちょっと看板が立ってあげたらわかりやすいかなっていう一つの提案でございます。

大庭建築住宅課長 はい。わかりました。

早川委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 10 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 39 —

— 再開 09 : 40 —

早川委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 3 号「長門市 6 次産業化支援施設条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 おはようございます。議案第 3 号「長門市 6 次産業化支援施設条例」については議案参考資料 1 ページ及び 2 ページに掲載しており、また 6 月 17 日の本会議で質疑にお答えしたとおりでございます。特に補足説明はございません。

早川委員長 本日の補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 本条例の制定に伴って何点かお尋ねをします。まず条例の中に 2 番

として施設の概要というところで、施設の名称及び位置ということで長門市 6 次産業化支援施設という、これが正式名称ということになろうかと思いましたが、予算委員会でもこれに関する予算というのを審査させていただきました。ながとラボですよね。これは名前から言うとながとラボというのが通称になるのか、ここで条例制定きちんとするというので、ここでは 6 次産業化支援施設というのが正式名称になろうというふうに思いますけど、そこら辺りどのように解釈をすればいいのかお尋ねをまずさせていただきます。

仲野産業戦略課長 まず名称的に長門市 6 次産業化支援施設、これが正式名称という形になります。ただこれまでながとラボという通称というか愛称として親しまれてきたというところもございますので、ここについては引き続き施設の通称としては引き続き使用していくという形になろうかと思っております。

重村委員 通称がながとラボということですね。それではまた条例の中で少し聞かせてもらいます。(2) のところで施設の概要 (2) のところで事業の内容というところでアイウとあります。アとウに関してはこれまでもながとラボ今まで従前どおりの内容ということである程度、認識はしてるんですけどイですね、商品開発に関わる人材育成に関すること。人材育成に関することということが明記されておりますけど、この事業内容、具体的にこういう形の人材育成を図っていきたくとかどういったシーンでこの事業内容っていうのが見込まれると思われてるのか。ご説明をお願いしたいと思います。

坂田産業戦略課主幹 事業の内容のところで人材育成と大きく書いたところですが人材育成につきましては商品開発について市内事業者の方が来られた時に受託事業者の方と打ち合わせを行う中で商品開発のノウハウであったり、マーケット消費者ニーズの捉え方について事業者の方が学ぶというところで次の商品開発に繋げて頂きたいというところもあり施設の目的の 1 つとしたところがあります。

重村委員 続けて少しいきますけれども、(4) のとこにいきます。施設の開館日と共用時間ということで開館時間のイのところには 9 時から 17 時までだけど、ただし市長が必要があると認めたときは供用時間を超えて延長することができる。午前 9 時から 17 時までと規定はするけれども、例えば夜 7 時まで 2 時間ほど延長してほしいとかいう申し出があったときに市長が認めたときはいいですよということだと思います。私が気になるのは上です。開館は日曜日、土曜日それから祝日これは開けない閉館、お休みとなっていましたよね。確かにこういう商品を生み出そうとかテスト的に作ってみたいといった実験っていうのかな。するときは平日のほうが多いのかも分からないけど私はいろんな団体が例えば日曜日に集まって次のあのイベントに出す商品を試作したりとか生み出していきたくとかねばね日曜日、祭日の僕は施設のオファーっていうのはあるんで

はないか可能性が。あるんじゃないかなと思うんだけどこれ但し書きも何もついてないですよ。例えばそれを日曜日にどうしても商品開発で使いたいとなったときに日曜ですから閉館します。駄目です。平日にお越しくささいと。申し込んでくだささいと。というような形になっちゃうのかなと私は理解。この文面からは理解するんだけどいかがです。

坂田産業戦略課主幹 参考資料のほうで開館日につきまして開館時間のほうは但し書きを入れておりますが開館日のほうはいれておりませんでした。条例のほうで開館日のところですが第 2 項で市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する休館日のほか臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができることを入れておりますので申し出があったときにつきましては開館することも可能であるというふうに考えております。

重村委員 それではこれア・イ時間だけの但し書きじゃなくて施設の開館日のアとイ、トータル的にこの但し書きが運用されるということですね。

坂田産業戦略課主幹 参考資料のほうにつきましては開館時間のみで書かさせていただいて開館日のほうには書いておられませんが運用としては同じような考え方となると思います。

重村委員 僕はね、この条例でいいのかという僕たちは審査をしてるわけですよ。そしたらそこには書いてないけど、説明資料にはないけど、違う資料には書いてありますとかね、僕はそれは通らないと思うよ、はっきり言って。非常に不親切。だって僕らは参考資料としてこうやって事前に入れていただいたものを読み込んでこの条例に欠落点はないのかどうなのか、この条例でいいか悪いかを審査するんでしょ。そうじゃないかなあ。違うのには書いてありますと。部長ちょっとしっかり答弁してください。

堀経済観光部長 ご質問にお答えいたします。議案第 3 号において、条例の議案について上げさせていただいている中で、担当のほうから今説明させていただいたとおり、第 5 条の中、2 項ということで「市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する休館日のほか、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる」という記載を入れておったところでごさいますて、すみません説明資料については舌足らずな面があったと思いますけれども、こちらのほうでご理解いただきたいというふうに考えております。

重村委員 分かりました。それでは、私ばかりじゃいけないから、最後にします。一番参考資料の最後に、施行期日というのがうたってあります。別に規則で定める日ということで、通常条例等であれば施行期日は例えば令和 4 年 9 月 1 日から施行するとかですね、明確に掲げる条例が多いわけですけど、この部分について少しご説明をいただきたいと思います。

坂田産業戦略課主幹 施行期日を規則で定めることとしております。このこと

につきましては、公募型プロポーザルでの事業者の選定、また現事業者 63Dnet のほうで整備された機器等の賃貸借契約等運用にかかる準備が整い次第、施行することとしておりまして、施行期日は規則で定めるところにしております。

重村委員 施行期日は極端に言うと、これからプロポーザルをして、委託者が決まって、体制が整ってでないと期日が決まらないということですけど、行政サイドとしてはやはりこの時期にはっていうのは私はあろうと思うんですよ。例えば下期からは運用を開始したいんだとか、いや、きりのいいところで来年の 1 月 4 日から開始をしたいんだとかいうのがあろうと思いますけど、目途してはどのように思われているのか。

坂田産業戦略課主幹 目途といたしましては、現在公募型プロポーザルの事業者の選定が完了するところで 8 月中旬から下旬あたりでなるべく早く施行したいと考えております。

重村委員 8 月中旬。まあそこにはあまり条例の審査だからね。今からプロポーザルをして、委託者を決めて、それで条例の運用を開始するということですよ。まあそれは早いに越したことはないのかもしれないけど、しっかりした準備をして挑んでいただきたいというふうに思います。これはご答弁結構です。終わります。

西村委員 この 2 番「施設の概要」のところ、長門市 6 次産業化支援施設となっておりますよね。だけど、あの前を通りますとながとラボの看板しかないですね。これに繋がらない。ですから向こうにも長門市 6 次産業の看板をあげてながとラボと標榜するのか、もしくはこっち側の下に通称ながとラボと書くのかでもせんにゃあぱつと見たとき繋がらんですよね、同じ施設でありながら。というのがちょっと向こうにも看板を入れてもらいたいと思いますね。さっき重村委員が言われたように、これをぱつと見たときには土曜、日曜は使えんと判断しますよね。ですから施設の――。

早川委員長 西村委員マイクをお願いします。マイクのスイッチを。

西村委員 管理のところに、市長が定めるところにはこの限りではないというのを一筆入れてもらうとなおいいと思いますが。（「条例の中に」と呼ぶ者あり）

西村委員 委員長いいですか。入っておっても、こっち側のほうに入ってそっちまで見る人は――。

早川委員長 西村委員、先ほどそれは重村委員が――。

西村委員 言われましたけど、こっち側にも入れてほしいということですね。

仲野産業戦略課長 今委員ご指摘のとおり、現地のところは確かに看板的にはながとラボというのが非常に目に入る形にはなっております。今回このように条例のほう制定するということで、標記、看板のところについてもより分か

りやすくこれから対応していきたいというふうに考えておりますので、ご指摘内容を踏まえて対応していきたいと思っております。

岩藤委員 今西村委員も言われました看板のことですけど、今度ホームページですよね。ホームページも今市のほうからリンクして、今の施設がいくらいくら、っていう表になっていると思うんです。これ条例が通ったら、やはり情報を速やかに変更していただきたいっていうのを申し添えます。

仲野産業戦略課長 そちらのほうにつきましても同様に、整備のほうは速やかに対応させていただきたいと思っております。

田村委員 今回の条例設置でようやくながと成長戦略がスタートするかなと、これにはながと物産との連携が不可欠と思うんですけれども。まず、先ほどありました話で、関連で言えばよかったんですけど、開館日それから開館時間についてです。これから指定管理を受ける業者さんですけれども、商品開発だけをするというわけではないですよね。その施設を使って、以前で言うと自走のための商品づくりであるとか販売とかっていうのはするんですけれども、こういったとき実際に商品の販売をはじめたときに、土日であるとかそれから夜間早朝の作業もあると思うんですけれど、その取り扱いはどうなるんでしょうか。

坂田産業戦略課主幹 受託事業者の方がこの施設を利用されるときにつきまして、土日もしくは時間を延長してというところで申請があれば内容を見て許可するようになるかと思えます。

田村委員 ではその都度、今の段階ではその都度申請をするという事で定められるということですが、実際の運用を見られてまたちょっと柔軟にご検討いただければと思います。何とか販売する小売店とか量販店さんに行くかどうか分かりませんが、土日祝日夜間早朝だろうと待ちやくれませんのでですね、その辺りを民間の感覚も少し取り入れていただいて、よろしくをお願いします。それでは続いてですが、ここに設置してあります参考資料の使用料について伺います。この使用料について、従来とこの条例制定で定められた金額についての、金額変わっていると思いますけど、考え方についてご説明をお願いします。

坂田産業戦略課主幹 使用料の設定の考え方というところですが、今回の使用料の設定にあたりまして、利用しやすい使用料の設定としたいということで、各部屋と言いますか施設の使用料は設定せず、利用する設備機器の使用料のみの料金体系としております。それで、少ロット商品の製造の場、商品開発の場としての利用、活用の促進を目指すこととしております。

田村委員 ありがとうございます。利用者、利用者というのは生産者であったり、昨日の予算委員会でありましたら市民というような声も出ましたが、そういった利用しようとする方が利用しやすいような料金設定、これまであつ

たような部屋の使用料というのを廃止したということによろしいですか。これは利用する方が利用しやすいような料金設定にしたということによかったですね。分かりました。それではちょっとそもそもなところをお伺いしたいんですけど、今回の条例設置で、公設公営という考え方でこれから商品開発をやっていくんだというふうなご説明でしたけども、これ目指す目的ですが、何を目的として今回の条例設置をされたと。もしかしたら本会議場の林議員の答弁で言われたかもしれませんが、それでしたらもう一度お願いします。

坂田産業戦略課主幹 施設の目的といたしまして、商品開発の促進と人材の育成、少量多品種の農林水産物の付加価値を高めることによって農業漁業従事者の所得増大を推進するとともに、地域産業の振興を図ることを目的としております。

田村委員 分かりました。それでは部長にお伺いします。ただいまご説明いただきましたけれども、長門まち・ひと・しごと総合創生戦略であつたりとか、6G 構想とかいうところがありますけど、その中でどういった位置付けになっていくんでしょうか。

堀経済観光部長 6G 構想、さらにまち・ひと・しごと総合創生戦略についてですけども、位置付けといたしましては、もちろん地域産業の活性化、さらには地域の経済循環を図ること、これに伴い、また農林水産業従事者、こういうところの所得の向上、そういったところを狙うという中では、まさに 6G 構想の考え方を具現化するという意味でも使い勝手の良い施設というところを目指す。そのためには、いろいろこれまで市民の方、さらには議会からもご指摘をいただいたとおりのたとえば料金が高いのではないかと、さらには周知が足りないのではないかと、それに加えてセンザキッチンとの連携、そういうところが必要なのではないかという中で、この度条例といたしましては直営ということで規定をさせていただくということを考えて今回提案をさせていただいたものでございます。

田村委員 分かりました。所得の向上と雇用の拡大というところで、目標に向かっていけますように、ながと物産とも連携を促していただいてしっかりとビジョン提示を行政からしていただきたいと思います。ながトラボ開設当初ですけども、商品開発につきまして 3 つあったと思うんですね。3 つあったというのは素材として長門ブランドとして 3 つあったと思うんです。鶏については、現在やきとりのパックであつたりというのをやってやっているところです。2 つあったうちの 1 つを忘れてしまったんですけども、その 2 つのうちの 1 つが長州ながと和牛だったんです。これ JA さんとの連携というところがあつたと思うんですけども、こういったところ今止まっているようなんですが、やっぱり行政サイドから後押しがないと JA さんも動きにくいというところがあると思

ます。長門産ブランドの開発に向けてしっかりと後押しをお願いしたいと思いますけども、どういったふうにお考えでしょうか。

坂田産業戦略課主幹 ながと物産との連携、ながとラボとの連携というところにつきまして、行政と生産者団体等々連携を取りまして行って、また様々な事業者の方の力をお借りして商品開発について進めることとしております。その中で、それぞれ持っている課題については協議して解決に向けて進めていこうと考えているところでございます。

田村委員 商品開発につきまして、昨日仲野課長が答弁されました。本当にそのとおりだなと思ったんですけど、市民の皆様からのアイデアを募ってみたいな、募ってと言われたかどうかは分かりませんが、今日か昨日の NHK ニュースですけども、鳥取県の県立博物館でティラノサウルスの全体骨格の標本が展示をされて、それをティラノサウルスの着ぐるみを着た人が見学したというニュースがありました。このニュース 1 つで、春にも同じ鳥取県であったんですけど、ティラノサウルスというのは鳥取県みたいなイメージを全国に強烈に植えつけたと思うんですよ。何ていうか商品開発って数を打たないと何が当たるか分からないという中で、それが素人であっても市民の方であってもアイデアというのは大切にしていきたいと思うんですよ。なので、ちょっと質問というか重なりますけども、利用者の方に使いやすい料金設定であったりとか、使用の周知であるとかいうところを進めていただいて、しっかりと長門ブランドを開発できるように取り組んでいただきたいと思います。答弁はけっこうです。

早川委員長 ほかにご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 3 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。

重村委員 今一度ということで、副市長にお尋ねします。今条例の審査をさせていただいて、施設を公の施設として運用していくときというのは当然条例がないと運用できないわけですから、こうやって条例をまず運用を開始する準備をこれで整うわけです。これは昨日の予算も含めてですけど、拙速感というのかな、特に私は行政のやる施策として打ち出してやっていくわけですから、行政の持ち物として行政が運営していくということですから、そこには方向転換をする部分があるわけでしょう。そうすると私は市民にもきちんと説明をできる体制を取って運用を開始しないといけない。と私は思うんですよ。だから当初予算はながとラボに 90 万円の予算だったかな、つけて、これで 4 年度いきまうと言って 2 ヶ月後にやっぱり方向転換をしてこうやって条例も制定して運用を開始しますと。担当者の話だったら早ければ 8 月の中頃にはというご返事がありましたけど、私は行政運営の中でもう本当に拙速感が私はすごく感じる。こんなにドタバタ方向転換しちゃって本当にうまいこといくのかなという、何

かこう不安感のほうが。と、私は個人で本当に思うんですよ。そのへんの執行部の代表としてこの条例制定にかける思い、そしてそれに付随する施設の運用に関して思いだけ確認をさせていただいて終わりたいと思います。

大谷副市長 このながとラボ、設立から 5 年を経過したわけでございますけれども、なかなか当初の見込みどおり第 1 次産業従事者の敷居の低い商品開発、そういったものに対する支援、こういったものがなかなか前に進まなかった。売れるものづくりということを標榜してこのながとラボを今まで自走を目指してやってきたんですけれども、その売れるものづくりがなかなか前に進まなかった。こういった反省に立って、昨日も申し上げましたけれども、昨年 1 年かけてより付加価値、そしてより多くの商品開発、そして 1 次産業従事者にとって敷居の低い施設にするにはどうすればいいか、その結果が公の施設へという結論に至ったわけでございますけれども、確かに今委員おっしゃるように、こういった 6 月補正でという拙速感、これはもう、昨日は私、物理的にやむを得ないということでご説明申し上げたんですけれども、この条例設置、そして補正予算案の計上ということになりました以上は、もし議決をいただけるのであればさっそくに公募型プロポーザルの仕様書の、市民に対するプロポーザルの申込みをする段階からどういう施設を担っていくのか、そしてどのような利用しやすい施設になるのか、このあたりは市民の皆様、特に 1 次産業従事者の皆様に周知が図られるよう、この 6 月 30 日の議決をいただきましたらただちに周知に努めてまいりたいというふうに考えております。そして、昨日も申し上げましたけれども、KPI、こういったものをすぐに立ち上げて、こういったところを目指すのか、どういうことを今度の受託事業者にはやっていただくのか、頑張ってもらえるのか、これもあわせて市民の皆様にすぐに周知を図ってまいりたいと思います。先ほど 8 月中旬から下旬と申しましたが、決して拙速なスタートにならない盤石の体制で臨めるよう、この期間にこだわらずに市民の皆様、議会の皆様のご期待に沿えるように進めてまいりたいと覚悟でおります。

早川委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 3 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 12 —

— 再開 10 : 13 —

早川委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 4 号「長門市総合文化財センター条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

南野教育部長 補足説明については、特にございません。

早川委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

岩藤委員 一般質問をさせていただきましたが、内容によっては条例質疑でお願いしますということだったので、ちょっと何点か質問をさせていただきます。まず条例を見まして、入館料が無料というふうにうたっていますが、まず入館料を無料とする理由について伺いいたします。

大嶧生涯学習・文化財課長 入館料を無料とした理由ですけれども、本市の自然、歴史、文化施設の拠点施設として市民が気軽に何度も来館し、学び、伝え、交流できる施設として、また観光客など多くの人々が集える施設とするため、観覧料は無料としております。

岩藤委員 無料ということの答弁だったんですが、これから市外とかいろいろな方が文化財センターのほうに来られることも考えられるんじゃないかなと思うんですが、市外の方についても無料という対応をされるんでしょうか。

大嶧生涯学習・文化財課長 現時点におきましては、市外の方にも、観光客の方もおられると思いますし、是非多くの方にこの施設に来館いただいて長門市の文化財、観光情報を発信していただきたいなというふうに考えております。

岩藤委員 情報発信の場としていきたいというお答えだったと思いますが、まず休館日及び開館時間が、休館日は原則月曜日ということと、あと開館時間は午前 9 時から午後 5 時までというふうにあります。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは規定にかかわらず臨時に開館し、又は休館し、時間も変更ができるというふうにうたっているんですが、ここでいう教育委員会というのは教育長であるのか、担当課であるのか。先ほど「ながとラボ」の施設は市長というふうにうたってありました。ここでいう教育委員会というのは、どこが該当するのかお尋ねいたします。

南野教育部長 この場合、教育長と考えます。

岩藤委員 わかりました。次の質問に移ります。会館の長門市総合文化財センターというのが、これは一般質問でも申し上げましたが、長門市歴史民俗資料館整備運営検討委員会で案として出されたと記憶しておりますが、この度、愛称が「ヒストリアながと」に決まったというふうに伺っておりますが、市民に関心、愛着をもっていただくためには、公募するべきだと私は思ったんです。公募されなかったその理由について伺いいたします。

大嶧生涯学習・文化財課長 愛称の公募につきましては、答申書の中で、愛称等が必要な場合は公募し命名することについては市の裁量に任せると答申いただいております。愛称につきましては、本市の長い歴史の史実を次世代に伝えていきたいという思いから、所管課、教育委員会、市長部局において協議し、「ヒストリアながと」と決めております。

岩藤委員 わかりました。それでは次に、センター長についてお伺いします。施設にはやはりセンター長の設置が必要になってくると思いますが、センター長についてのお考えをお伺いいたします。

伊藤教育長 それでは、センター長の立場についてお答えをいたします。センター長につきましては、センターの管理運営のみならず、文化財行政全般にわたる所管をいたしますことから、生涯学習・文化財課長を兼務というふうに考えておるところでございます。

岩藤委員 それでは最後の質問とさせていただきますが、今後、長門市総合文化財センターを指定管理される予定はあるのか、また視野に入っているのかお伺いしたいと思います。

南野教育部長 指定管理する予定はあるのかというご質問ですが、長門市総合文化財センターは、本市全体の自然、歴史、文化施策の拠点として活用するための事業を展開することから、文化財行政と密な連携が不可欠であり、指定管理については現状考えておりません。

田村委員 運営についてですけれども、常設展示以外に特別展示とか企画展のようなものというのは計画をされているのでしょうか。

大嶧生涯学習・文化財課長 常設展示以外にも企画展示につきましては、随時計画しております。今年度予定しておりますのは、県の埋蔵文化財センターの巡回展示等もありますので、それが12月に予定しております。それ以降につきましては、引き揚げ展の企画展であったり、等々を今予定しておるところでございます。

田村委員 分かりました。入館料無料ということなんですけど、たとえばそういった博物館とか行ったときにですね、そういった記念品とかグッズの販売みたいなものをやっているんですけど、長門の歴史にちなんだグッズの制作とか販売とかいうようなことは行われるのでしょうか。

大嶧生涯学習・文化財課長 グッズの販売については現時点では考えておりません。

田村委員 分かりました。不良というふうになるか財源になるか分かりませんのでそのへんはまたご検討いただければと思いますけど、あと先ほどのご答弁で引き揚げ展ということをおっしゃいました。仙崎の引き揚げのことですね。仙崎の引き揚げにつきましては、これまでなかなか所管する部署がなかったん

ですが、教育委員会であるのか観光課であるのか企画政策課であるのかというところではっきりしない。毎年そういった引き揚げ展なんかするのはルネッサさんでされていますけど、先ほど指定管理の話を岩藤さんがされたときには指定管理の予定はないということだったんですけども、この引き揚げについては教育委員会が所管をされるというふうな意味合いで捉えられるのでしょうか。それとも展示だけということでしょうか。

大嶧生涯学習・文化財課長 引き揚げ展に関する事務につきましては、今後というか現在文化財保護室が所管として対応しております。ですから今度引き揚げ展にかかる事業につきましては文化財保護室を中心に事業展開していきたいというふうに考えております。

重廣委員 それでは観覧料は無料ということで、確か当初の説明であれば 2 階にありまして、2 階は子どもたちの社会の学習の場をもったりということがありました。ある程度のミーティングルームと言いますか、スペースがあるんじゃないかというふうに想像はしていますが、2 階にも展示されているんですかね。たとえば第 3 者がそこで企画展を催したいと。そのときの部屋の使用料等についてはうたっていないと思うんですが、そういうことはどのように考えておられるのか。主催があくまでも教育委員会がされるのであれば使用料というのは発生しないかもしれませんが、第 3 者の方がそこでぜひ部屋を借りて半日でも 1 日なのか分かりませんが使ってみないと、そういう方が現れた場合どのようにされるのか。それとすいません、先ほど岩藤委員のほうからなぜ公募しなかったかという答えにはなっておりません。勝手にこっちで決めましたという話だったので、岩藤委員はなぜ公募、名前を公募されるというふうに皆思っていたんですけど、勝手に「ヒストリアながと」という名前がついていたと。それはなぜなのか、なぜ公募しなかったかという質問でした。勝手に委員のほうで決めましたではなくて、公募しなかった理由をのちほど再度お答えできればと思います。

大嶧生涯学習・文化財課長 最初の 2 階のスペースを他の団体が使用する时候の使用料については、現在規定はしておりませんが、その団体が館の使用目的、文化財保護室の内容として共催できる内容であれば無料で、共催という形で企画展をしていただくことも考えられるかなと思っております。もちろん企画展の内容がセンターの目的と合致した目的であれば教育委員会として、共催という形で展示をしていただくこともあろうかと考えております。それと、2 点目のなぜ公募しなかったかということでありますけども、言われるように、公募はせず、庁内においての先ほども言いましたけども史実を残していきたいという思いが強い点で決めておりますけども、1 つ公募しなかった理由の 1 つではあるかとは思いますが、先ほども言いましたように検討委員会のほうで

は市の裁量に任せるということをしていただいております。委員会の中で、ある委員さんの中からは公募はしないほうがいいというような意見もいただいております。というのが、愛称については市の強い思いを反映すればいいじゃないかという意見をいただいていたという部分もありますし、そういった点もありまして、今回もちろん公募をして広く周知したいという意見もございました。ただ、最終的には委員さんの答申としては市の裁量に任せるというふうに言っていたいただいておりますので、今回は庁内の中での協議で決定しております。

重廣委員 市の裁量として「ヒストリアながと」という堅苦しい名前に決めたというふうに判断してよろしいわけですね。あくまで市民の方は親しみやすくないと思うんですよね。子どもたちも「ヒストリアながと」に行くどって、何それっていうふうな感じになるんじゃないかとちょっと心配しております。この名前が早く市民に行き渡ることを願っています。先ほどの使用料の件なんですけど、要は収益目的で利用されると、利用目的を事前に教育委員会のほうで判断されて貸し出す、貸し出さないを決定するという考え方でよろしいですか。

大嶧生涯学習・文化財課長 捉えていただいていると思います。

田村委員 ヒストリアについてですけども、これ私が知らないだけだったら申し訳ないんですけど、愛称の発表はいつでしょうか。公表というか。

南野教育部長 このヒストリアの名称につきましては、先の定例記者発表で市長のほうから発表がありました。

田村委員 そうでした。じゃあちょっと特に、今声が聞こえましたが除幕式みたいな、そういった場でヒストリア、風船が飛ぶみたいなことは予定していないんですかね。

南野教育部長 今オープンセレモニーを9月1日にしようと思っております。そのときにテープカットなり、そういったことはします。テープカット以外にもこちらのほうで議決後正式に発表させていただきますけども、国指定史跡及び天然記念物の大日比夏みかん原樹のクローンの植樹ほか、音楽演奏などを予定しておるところでございます。

大嶧生涯学習・文化財課長 ちょっと今、ヒストリアの看板のことについてなんですけども、記者発表後に今現状は目隠しをしております。立て看板、横看板に命名が入っておるんですけども、記者発表後にはそれを除けさせていただこうかなと考えております。

米弥委員 休館日なんですけど、これは毎週月曜日でよろしいでしょうか。

大嶧生涯学習・文化財課長 休館日は毎週月曜日にしております。

米弥委員 先ほどの答弁で今回の目的として、地元の方はもちろん他市の方、また観光客の方の来館を望んでいらっしゃるということなんですけど、そういった資料館、だいたい休館日というのは月の第1何曜日であるとか第2何曜日で

あるとか、毎週休みという資料館は私今まで記憶にはないんですね。そういった形の観光客を狙っている来館をですね。だからちょっと休みが毎週 1 日というのは多いんじゃないかと思うんですけど、その点の見解をお願いいたします。

大嶧生涯学習・文化財課長 休館日ですけども、市内 3 館、くじら資料館、村田清風記念館、香月泰男美術館は毎週火曜日を休館日としております。金子みすゞ記念館は無休という形にはなっております。そうした中で、当センターにおきましては月曜日を休館日としておりますけども、これにつきましては、さっき言いましたように他の 3 館は火曜日休みになっておりますので、火曜日に長門市に来られた方とかが見る場所がないという声も聞いております。ですから、文化財センターにつきましては月曜日を休館日としておるところでございます。

西村委員 看板は「ヒストリアながと」ですか。

大嶧生涯学習・文化財課長 看板の明記につきましては、立て看板につきましては「ヒストリアながと」と「長門市総合文化財センター」を併記しております。建物に附随しております横の看板につきましては、愛称の「ヒストリアながと」というふうにしております。

西村委員 カーナビゲーションにはどちらを入れられるわけですか。

大嶧生涯学習・文化財課長 それにつきましては、正式名称は長門市総合文化財センターでありますので、そこらへんについてはまたちょっとどちらで明記するかは検討していきたいと考えております。

西村委員 どちらにしましても、よその者はカーナビを見て来ますので、2 つあるとややこしいと思うので、分かりやすいようにしてほしいと思います。

重村委員 重ねての質疑で大変申し訳ないと思うんだけど、条例の審査ですから納得いかないと手を挙げられないということで、先ほど岩藤委員のほうから入館料無料ということで、この館のやっぱり趣旨がどちらかという長門市民に来ていただいて、歴史、自然そこら辺りを学んでもらって、そして後世に伝えていく、継承してほしいということで、どちらか言うと私はね、市民の学習の場というか、そういう拠点として捉えるからこそ当然市民も無料だし、失礼だけど観光客目線ではない館だということからきているのかなあと思うんですけど、でもね、僕長門市優しすぎるなとちょっと思うんです。確かに指定管理にも出さないという館だから、ね、やっぱり行政サイドとしては料金を取らないという判断にも至ったのかもしれないけど、やはり維持管理していくときに、それは電気も空調もそこには事務、人材も、職員も張り付けるわけですよ。私ね、すごく優しすぎるっていうか、そこは僕はあまり勘違いしないほうがいいんじゃないかなって思うんですよ。まあ、他のところは指定管理にも出されてるけど、市民は入館料無料、それで市外の方はきちんと適正な料金をい

ただきますよ、っていうことで長門市は運営してきているからね。最初の条例でね、無料にしちゃって、今度料金をいただきますよというのはなかなか僕はできないだろうと思うんですよ。それはもう指定管理にでも方向転換をしてね、出すとかになれば入館料、観光客の方でも応えられる施設だっていうことで取れるかもしれない、変更っていうことはできるかもしれないけど、そこらあたりの観点っていうのは僕は 100 円でも 200 円でも取っていいんじゃないかと。担当の方がおっしゃったのは、情報発信の拠点、場になればいいと。100 円取ったからね、情報発信してもらえないなんて絶対有りえないから。よかったらよかったで情報発信はしてもらえと思うからね。そこらへんの見解っていうのは、先ほど無料にする理由は何なのかっていうところを僕は的確にご答弁いただいてないと思うんですよ。そこら辺りをもう一回きちんとしたご答弁をいただいて僕は判断したいと思うので、お願いします。

伊藤教育長 それでは、館無料ということについて、その理由。今委員ご指摘のように、大きく 2 つございます。まず一つ目は市民の皆さんにこの本市の歴史、文化、自然これをしっかりと継承して後世に伝えていきたい、大切にしていきたい、学習の場としたいという願いでまず 1 点目、無料という発想がございます。2 点目、先ほどの課長等の答弁と重なりがあると思いますけれども、まずこれが市内の金子みすゞ記念館、村田清風記念館、香月泰男美術館等の文化施設、これへいざなうガイダンス機能を持った入口という場所にしたいという思いもございます。という意味でありまして、そのご案内するという受け口という形もありまして、そういう無料という発想に至っておると考えているところでございます。

早川委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 4 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。

岩藤委員 今の質疑を聞いていまして、重村委員のですね、料金のことについていろいろ考えていくと、指定管理という言葉がまた出て、ちょっと私も文化施設っていうふうな意味合いでこれは行政がやらなくちゃいけないっていうふうには思っているんですけど、今副市長は長門市の文化振興財団の代表理事をやられています。そして、その文化行政に携わる市の副市長としてもおられるんですけど、大谷副市長の両方の立場からですね、今指定管理についてどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

大谷副市長 ご指名でございますので私からお答え申し上げます。現在、私副市長であると同時に長門市文化振興財団の理事長を務めさせていただいております。この度と言いますか、この 4 月からは香月泰男美術館と金子みすゞ記念館も併せ持つ、つまり市内の文化施設 4 館、そしてルネッサながとの 5 館の指定管理を受けさせていただいております。先ほど教育長が答弁申し上げたとお

り、今回の総合文化財センターを受け口として、そのガイダンス機能によりましてこの 5 館に観光客をいざなっていただく。指定管理者としてはやはり文化振興に寄与する面も当然ありますけれども、それぞれの 5 館にとっては観光客をいかに増やしていくか、いわゆる観覧客と申しますか、そういう面も一面では持っていると思います。先ほどのやり取りの中で出てまいりましたけれども、グッズ販売、こういったものも私ども文化振興財団としては積極的にこの 5 館でどんなものができるかということで検討し、一部では既にそういった販売もしております。これは、いわば指定管理者として少しでも収益を上げるためのツールと言いますか手だてということで、私ども財団としては取り組んでまいります。そのように文化振興を図ると同時に、そして 5 館の管理運営と言いますかこの一助になるためにいろんな手だてを財団のこれまでのノウハウを使って、いわゆる民間のノウハウと申しますか、こういったことでこの 5 館を盛り上げていく、そういった立場も併せ持っているというふうにお考えいただきたいと思います。今回総合文化財センターは無料でということでオープンをさせていただくわけですがけれども、この受け口を利用して、さらにこの 5 館私ども指定管理者としての財団の目的が果たせるよう、しっかりと努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

早川委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 4 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。最後に、議案第 11 号「長門市歴史民俗資料館条例を廃止する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

早川委員長 最後に、議案第 11 号「長門市歴史民俗資料館条例を廃止する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

南野教育部長 本件につきましても特に補足はございません。

早川委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

岩藤委員 1 点ほど質疑をさせていただきます。これは歴史民俗資料館の廃止の条例だと思いますが、日置のほうはふるさとまつりとかに展示というか開示をしておられたんですけど、そのようなおまつりとかの扱いはどうされるのか、お伺いいたします。

大嶺生涯学習・文化財課長 日置歴史民俗資料館は基本的には今回保管庫として活用していきますけれども、今委員ご指摘のように、活用していきますけれども日置地区の貴重な歴史資料や民具を保管しております。委員ご指摘の日置地区

のおまつりは小学校からの要望により見学等につきましては適宜文化財保護室のほうで対応していきたいというふうに考えております。

田村委員 ということは、保管庫になっていくということだったんですけども、今の日置歴史民俗資料室についてですけども、その中の文化財はヒストリアに移転はしないということでしょうか。

大嶺生涯学習・文化財課長 日置歴史民俗資料館の全ての資料は持ってくることはできませんけども、今回一部貴重なものを総合文化財センターのほうで常設展示するようにしております。

早川委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 11 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 11 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで文教産業常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 10 : 45 —